教育民生常任委員会

委員長　山谷　清
副委員長　山田　裕一
委員　沼倉　昭仁・水落　孝子
小川　正人・佐藤　英雄

◎第13号議案・白石市介護保険条例の一部を改正する条例

〔質疑〕介護保険料の算定に当たり、調整交付金・財政安定化基金の額は県から示されたものなのか。

〔答弁〕調整交付金3億67万4千913円については、本市のように高齢化率の高い市町村の保険料格差を是正するため、国から示された定率で算定されたもので、県のヒアリングを受けた3年間の金額である。

県の財政安定化基金1千824万9千889円については、国・県及び市町村が拠出している基金について、平成24年度に限り取り崩しが可能となったもので、各市町村の拠出額の割合に基づき、2・29パーセントの交付率で県から示されている。

〔質疑〕財政調整基金から50パーセントを取り崩すとあるが、何故全額を取り崩さないのか。

〔答弁〕保険料の上昇を抑制するため、介護保険財政調整基金から最終的な決算見込み額の約2分の1である1億2千万円を取り崩し、残額については、今後の介護保険財政運営のために必要な額のためである。

〔質疑〕県の財政安定化基金からの借り入れにより保険料負担が抑制されるのではないか。

〔答弁〕借り入れた金額については次の第6期の3年間で償還が必要となり、新たな財政負担が生じる。

〔質疑〕普通徴収も含め保険料負担がより厳しい状況となるが、十分な検討をしたのか。

〔答弁〕介護保険の給付対象者が年々増加しており、保険料上昇の抑制策を含め介護保険制度を十分に活用したなかで今回提案をしている。

討論

第13号議案・白石市介護保険条例の一部を改正する条例

反対

水落　孝子

本案は、第1号被保険者の第5期介護保険料の基準額を33・3%、1千100円値上げし、4千400円にする条例案である。

反対理由の1点目は、第1号被保険者は、65歳以上の高齢者である。5期の途中で人生を終わる方も出てくるが、その方にも6期の保険料の一部を負担させる道理がどこにあるのか。

2点目は、赤字になることが見込まれる場合に備えて、貸し付けをするための基金が財政安定化基金である。この基金は平成22年度末積み立て残高は、全国で2千760億円であり、平成22年度の貸し付けは、全国1千587保険者のうち38保険者で貸付額は19億5千500万円となっている。その前年度は、9保険者で3億9千200万円に過ぎない。事実上の余剰金になっている。この制度があるため、財政調整基金の2分の1を残しておく必要はないと考える。

3点目は、年金が減り続けている中で、しかも支給が遅らせられる中で、年金を担保にとられているような徴収の仕方では、ますます老後が暗く、さびしいものになるものと考えるためである。

よって、本案に反対である。

賛成

山田　裕一

本案は、平成24年度から始まる第5期介護保険事業計画策定に基づき保険料を区分ごとに見直し、算定した保険料の改定に関する条例の一部改正である。当市においても少子高齢化の進展により高齢化率が年々上昇している。そのため、通いや泊まりのサービスはもとより、日常生活を維持するための各種サービスを利用される方々も伸びている。つまり本制度の重要性は今後ますます増大していくことは明白である。

本制度により、介護サービスを利用する方、また、その家族の精神的、肉体的なサポートを担っていることは言うまでもない。日本が加速度的に高齢化社会を迎えようとしている現在、今後の介護サービスのニーズは、確実に増えていく。そのような状況下において、本制度を維持するための保険料の負担はやむを得ないと考える。財政調整基金を全部取り崩しては、との意見もあったが、今後の介護保険制度を考えた時に、将来に大きな不安を残すことは明白であり、安定的な運営には基金を柔軟に活用しなければならない。

最後に一番大切なことは、誰しもが本制度を利用しなければならなくなったときに利用しやすい制度であることであり、今後も介護を含めた福祉行政の充実と保険料上昇抑制を願うものである。

よって、本案に賛成である。